

ストップ・ザ・コンビニ受診!!

＝崩壊寸前の救急医療を市民で守りましょう＝

救急医療の現状

本市では、夜間や休日における重症救急患者を受け入れる体制を、川内市医師会立市民病院・済生会川内病院をはじめとする8医療機関の輪番により実施しています。夜間の救急当番病院を利用する方の中に軽症患者の利用が見受けられます。いつでもどんな症状でも診てもらえるという安易な考えで、緊急性がない軽症患者が休日や夜間に受診する、いわゆる『コンビニ受診』が増えています。これにより、命にかかわるような緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたすケースが発生しています。

自分自身や大切な家族が万が一急病になったとき、安心して救急医療が受けられるように、医療機関への受診方法や、薬のもらい方を見直し、『適正な受診』を心掛けましょう。

本当に **今** その受診必要ですか？

2、3日前から
具合が悪いんだけど、
夜になって心配に
なって・・・

平日は
仕事が忙しいし、
休めないから休日に
受診しよう。

昼間は混んでいて
待たされるから、
夜間に行こうかしら。

定期薬が
切れてしまって
薬がない・・・

こんな受診を
していませんか？

コンビニ受診とは

一般的に外来診療をやっていない休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診される緊急性のない軽症患者の行動(受診すること)のことをいいます。

○どうして、いけないの？

当直医師の数は限られているためコンビニ受診が増えると、本当に救急医療を必要とする重症な患者への適切な対応がとれなくなります。入院患者の急変時の対応が困難になったり、夜間勤務に引き続き翌日も平常勤務となる当直医師への負担がさらに増して、翌日以降の診療に支障をきたしてしまいます。

救急医療を守るために私たちにできること

できるだけ「通常の診療時間内」 に受診しましょう。

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者を受け入れるのが主な目的であり、あくまでも「急病患者」のためのものです。いわゆる「夜間診療所」という意味での当番医制度ではありません。昼間の診療時間内は外来の患者さんを診るために必要な医療スタッフも十分にそろっています。診療時間内に受診しましょう。

何でも相談できる かかりつけの医師をもちましょう。

「かかりつけ医」なら普段の体調や病歴などを把握した上で、診察してもらえます。

まずは、**気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」**をもちましょう。



○医療体制の確保のために

川内市医師会立市民病院は、医療機器の共同利用をはじめ、地域における医療機関などを支援する地域医療支援病院です。通常の診察には、かかりつけ医による「紹介状」と「予約」が必要となります。

緊急を要する重症患者が速やかに受診できるよう、適正な受診の協力をお願いします。

○休日や夜間の病院受診、ちょっとその前に・・・心がけましょう、受診のマナー

※平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度よく考えてみましょう。

※割増料金で医療費が高くなります。

※受診する医療機関に事前に電話で症状の相談をしましょう。

※救急のときは、119番に通報し、救急車を要請してください。

○お子さんの急な病気で心配になったときは#8000へ

夜間のお子さんの急な病気で困りの際には、小児救急医療電話（#8000）をご利用ください。お子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

TEL 099 (254) 1186

携帯電話やプッシュ回線は、局番なしの**#8000**へお掛けください。

【相談時間】 = 毎日 19時～23時

○休日・夜間の当番医などの医療情報

●休日・夜間の当番医をお知らせしています。

■ 広報薩摩川内 お知らせ版（毎月25日発行）

■ 広報電話 ☎ **0120 (894) 256**

■ 消防テレホンサービス **TEL (27) 1119**

●医療情報インターネットの検索先

■ 薩摩川内市ホームページ（暮らしの情報⇒健康と医療）

URL <http://www.city.satsumasendai.lg.jp/>

■ 川内市医師会ホームページ

URL <http://www4.synapse.ne.jp/sendaiisikai/>



問合先

薩摩川内市 市民福祉部 市民健康課

〒895-0055 薩摩川内市西開聞町6番10号（川内保健センター内）

TEL:0996(22)8848 FAX:0996(22)8038